

八王子市認知症家族サロン事業実施要綱

平成 26 年 9 月 1 日施行

平成 29 年 4 月 1 日改正

令和 2 年(2020 年)3 月 1 日改正

令和 3 年(2021 年)4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、八王子市認知症家族サロン事業（以下「認知症家族サロン」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 認知機能の低下がみられる者とその介護者が気軽に交流でき、認知症に関する様々な相談等行う場を身近な地域に設置することで、介護者の介護に対する負担感の緩和を図るほか、認知症を発症しても安心して生活することができる支援環境を整備し、地域の高齢者支援機能の充実を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 3 条 認知症家族サロンの実施主体は、八王子市とする。ただし、認知症家族サロンの実施について、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人をいう。)、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。)等の民間事業者又は任意団体(以下「団体」という。)に補助又は委託し、事業を実施することができるものとする。

(利用者)

第 4 条 認知症家族サロンを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 認知症の者又は認知機能に不安がある者及びその介護者
- (2) 認知症の者及びその介護者を支援する者
- (3) 市の認知症支援事業に関心のある方者

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(実施場所)

第5条 認知症家族サロンは、次に掲げる面積を有する場所を実施するものとする。

(1) 主に、公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館など、高齢者や介護者が集うに適した場所であること。

(2) 実施場所の面積は、概ね10組以上の利用者が一度に利用しても支障がない程度以上の広さとして、市長が別に定める面積を有すること。

(実施日)

第6条 認知症家族サロンの実施日は、原則として月曜日から土曜日までのうち、週5日以上開設することとし、土曜日を必ず含むものとする。

(開設時間)

第7条 認知症家族サロンの開設時間は、原則として午前10時から午後4時までとする。ただし、介護者がいつでも利用したいときに利用できるような時間帯に配慮して変更することもできるものとし、その場合において、開設時間を6時間以上確保するものとする。

(事業内容)

第8条 認知症家族サロンにおいては、次の各号に掲げる事業を行う。

(1) 介護者の介護負担軽減及び孤立防止

認知症の支援に関する介護や治療についての必要な情報を提供するとともに、認知症に対する漠然とした不安や悩みを解消するための事業（相談など）を実施する。

また、介護者を支援する団体（以下「家族会」という。）と連携し、介護者が悩みを語り合う交流会等を開催するなど、介護者の孤立を防ぐ取組を実施する。

(2) 医療と介護の連携した支援の提供

認知症疾患医療センターや認知症コーディネーター、認知症地域支援推進員などと連携し、医療や介護に関する専門的な立場から認知症の症状や治療に関する講座や相談事業を行う。

(3) 家族会のネットワーク化

市内に複数ある家族会のネットワーク化を図り、市全域で家族介護支援に関する必

要な情報が平等に提供できる体制を構築する。

また、認知症家族サロンを訪れた方と家族会との繋がりを仲立ちし、家族会全体で介護者をサポートする体制を構築する。

(4) その他認知症支援に必要な事業

実施の際には、事業の内容について事前に市と十分な協議を行うこと。

(スタッフの配置)

第9条 認知症支援に関して必要な知識と経験のある者（以下「認知症アドバイザー」という。）2人以上（非常勤でも可）を置くものとする。ただし、市長が事業の実施に支障がないと認めるときは、認知症アドバイザー1人以上と第3号に規定するボランティアスタッフ1人以上で運営することができる。

2 認知症アドバイザーは、認知症支援に関して意欲のある者で、相当の知識と経験がある者（保健師又は看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員、社会福祉士など、認知症支援ができると市長が判断する資格を有する者）でなければならない。

3 認知症家族サロンには、認知症アドバイザーのほか、認知症支援に関心と意欲のあるボランティアスタッフを活用することができる。

(関係機関との連携)

第10条 認知症家族サロンの実施について、地域包括支援センターや地域の関係機関（認知症疾患医療センター、保健福祉センター、保健所、民生委員児童委員、医療機関、警察署等）との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるものとする。

(利用料)

第11条 認知症家族サロンへの入場は、無料とする。

(業務日誌)

第12条 認知症アドバイザーは、認知症家族サロンの実施状況等を明確にするため、利用者数その他必要な事項を記録した業務日誌（第1号様式）を作成しなければならない。

(業務実績報告)

第13条 第3条ただし書の規定により認知症家族サロンの運営を行う団体は、月ごと八王子市認知症家族サロン事業実績報告書(第2号様式)を作成し、第12条に規定する業務日誌とあわせ、各月の業務が終了した後、速やかに市に提出しなければならない。

(守秘義務)

第14条 認知症アドバイザー及びボランティアスタッフは、利用者への対応に十分配慮するとともに、知り得た個人情報等について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(運営費)

第15条 第3条ただし書きの規定により補助又は委託により事業を実施する場合には、市長は、団体等に対し、予算に定める範囲内で事業を実施するために必要な経費を支弁するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)4月1日から施行する。